

緊急署名「島根原発2号機運転差止仮処分申立て事件」について

私たちのいのち・平穏な暮らしを優先する判断をお願いします

広島高等裁判所松江支部

松谷佳樹 裁判長 殿

徳井真 裁判官 殿

森里紀之 裁判官 殿

令和6年能登半島地震により、北陸電力志賀原発の避難計画の困難性が明らかになり、私たちは大きな衝撃を受けています。家屋の倒壊や火災の発生、液状化や亀裂による道路の寸断、通信障害などにより、複合災害の下では深層防護の最後の砦である避難計画が機能しない現実を、まざまざと見せつけられる結果となりました。東京電力福島第一原発事故後に定められた新規規制基準による審査には、私たち住民にとって最も重要な避難計画は含まれていません。屋内退避も避難もできない場合の放射線防護対策が示されない中で、不安しかありません。

志賀原発は10年以上停止中であり、このたびは深刻な事態に陥ることはありませんでしたが、変圧器の故障により大量の油が漏れ、外部電源の一部が喪失するなど、様々な問題が指摘されています。また、海岸に近い活断層の調査が十分でないことや、離れた地域の活断層が連動するなど新しい知見も出ており、今後時間をかけた検証が必要であるとされています。

原発事故による重大な影響を考え「島根原発2号機運転差止仮処分申立て事件」について、私たちのいのち・平穏な暮らしを優先する判断をお願いします。

名 前	住 所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

極力、3/31までの署名の送付（下記へ、メールへのPDF添付も可）に、ご協力をお願いします。

第一次集約 2024年3月31日 第二次集約 4月12日

【呼びかけ団体】 島根原発2号機運転差止仮処分申立てを応援する会

連絡・送り先： arisaema35@outlook.jp / FAX：0857-50-0695 / TEL：080-6173-1318

〒680-0945 鳥取県鳥取市湖山町南3-180-2 「仮処分申立てを応援する会」

※この署名は、広島高等裁判所松江支部に提出する以外には使用いたしません。

取扱団体